

厳しい冷え込みが続きます。6年ぶりにほぼ全国的な「寒冬(かんとう)」となる気配が濃くなってきたようです。皆さま、お元気でお過ごしのことと思います。いよいよロンドン五輪・アジア最終予選のシリア戦(2/5)です。マレーシア戦(2/22)。日本は今のところ4チーム中勝ち点9でトップの位置にいます。しかしながら、この前の練習試合ではスコアレスドローに終わっています。パス回しの技術におぼれ、シュートを打つタイミングを逃した様です。ゴール前まで行ったらシュートを打つ！これがサッカーの大事な基本ですね。U-23日本代表の皆さん、明るいニュースをお願いしますよ！ 2/29にはワールドカップアジア3次予選第6戦ウズベキスタン戦が行われます。中村

～建設業者などが現場に掲げる 標識について改正がありました～

平成23年12月27日に建設業者等が工事の現場等に掲げることとなっている標識について、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとする省令が、公布・施行されました。

概要は下記のとおりとなります。

- ① 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを現行の「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとしました。
- ② 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号)別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、浄化槽工事業(浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。)が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを現行の「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとしました。
- ③ 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを現行の「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとしました。

【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官 佐藤
法規係 井上、徳増

電話 03-5253-8111(代表) 24756(内線) 03-5253-8277(直通)

(中山、山中、森)

建設業Q&A

Q 主たる営業所で許可を受けていて、その他の営業所では許可を受けていない業種について、軽微な建設工事を請け負うことは可能でしょうか。

A 法第3条第1項のただし書で「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は建設業の許可を受けなくてもよい」と規定されていますが、主たる営業所でその業種の許可を有している場合は、その業種に関しては許可業者となり、営業所要件が適用されますので、その業種に関し「建設業の営業所」とされていないその他の営業所では、軽微な建設工事であっても請け負えないこととなります。本社で許可を受けている許可業種については、軽微な工事だけを請負する場合であっても、支店営業所ごとに許可を受けなければ請負はできません。(森)

針供養

折れたり曲がったりして使えなくなった針を、こんにゃくや豆腐、餅などのやわらかいものに刺し、果物や野菜を供えて供養する、針供養。関東地方では12月8日に行われますが、関西九州地方では2月8日に行われることが多いです。この日は本来厄日と考えられており、厄日に仕事をするとよくないとの伝承から針供養が生まれたといわれています。こんにゃくや豆腐に刺した針は、神棚に供えた後、神社でお祓いしてもらったり、川に流したりし、豆腐やこんにゃくはそのまま食べてしまう場合もあるそうです。

最近では、馴染みの薄い行事となりましたが、洋裁や和裁に携わる人たちの間では、いまだに重要な儀式なのだそうです。(森)